

南幌ニュータウンみどり野 令和6(2024)年度 宅地分譲のお知らせ



《 募集概要 》

- 募集区画数 / 323区画(令和6(2024)年度)
 - 受付 / 区画毎の先着順随時申込受付となります。
受付期間 / 令和6(2024)年4月1日(月)から令和7(2024)年3月31日(月)まで
申込受付場所・時間 /
北海道住宅供給公社(緑苑ビル) 午前9時から午後5時まで(土・日・祝日定休)
南幌町まちづくり課 午前9時から午後5時まで(土・日・祝日定休)
 - 契約 / 契約日は別途ご案内します。(1ヵ月以内に契約を締結します。)
 - 宅地引渡し / 申込日より4ヵ月以内のお引渡しを原則とします。
-
- 分譲宅地概要
 - ◇所在地 / 空知郡南幌町西町6丁目159番598他 ◇地 目 / 宅地
 - ◇用途地域 / 第1種低層住居専用地域(建蔽率40%・容積率60%)
 - ◇区画面積 / 145.79㎡(2区画)~731.03㎡(1区画)
 - ◇分譲価格 / 2,318,000円(4区画)~9,649,000円(1区画)
 - ◇最多価格帯 / 400万円台(171区画)
 - ◇下水道 / 南幌町公共下水道(分流式) ◇水道 / 長幌上水道企業団
 - ◇ガス / 北海道ガス(プロパンガス集中方式)
 - ◇電気 / 北海道電力 ◇道 路 / 全線舗装

《 南幌町子育て世代住宅建築費助成事業タイアップキャンペーン 》

「南幌町子育て世代住宅建築費助成事業」の要件を満たす助成対象予定世帯が、南幌町を經由して、公社の令和6(2024)年度募集区画の宅地分譲申込を行った場合について、宅地価格の50%相当額を減価します。ただし他の割引制度との併用は出来ません。(地元割引制度、子育て支援及び高齢者支援制度、複数区画割引)

南幌町子育て世代住宅建築費助成事業の内容と助成申請については南幌町にお問合せ下さい。

- 上記タイアップキャンペーン以外にも各種優遇制度を実施中です。(詳しくは下記をご覧ください)

- ① 地元割引制度(30%OFF)…対象件数5件以内
- ② 子育て支援及び高齢者支援制度(30%OFF)…対象件数5件以内
- ③ 複数区画購入割引制度(2区画10%OFF・3区画以上20%OFF)

《 申込資格 》

- (1) 自ら住宅を建築するために宅地を必要とする方。
- (2) 譲渡代金を確実に支払うことができる方。
- (3) 日本国籍のある方。(外国人の場合は●永住許可を受けている方。●平成3年法律第71号による特別永住者の方。)
- (4) 宅地の所有権移転後、5年以内に住宅を建築し、自ら居住できる方。
- (5) 暴力団員、暴力団(平成3年法律第77号「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条に規定)又は、その関係者もしくは関係事業者に該当しないこと。

《 優遇制度について 》

- ① 地元割引制度(対象件数5件以内) ※③複数区画割引のみ併用可
南幌町に係わりのある下記のいずれかの条件を満たす世帯の方が公社から宅地を購入し住宅を建築する場合、宅地価格の30%相当額を減価します。(追加で隣地を購入した場合を除く。)
- (1) 南幌町に居住している者の居る世帯
 - (2) 南幌町に居住したことのある者の居る世帯
 - (3) 南幌町を勤務地とする者の居る世帯
- 引渡しの日から1年以内に住宅を建設していただく必要があります。(一部除外要件あり)
「地元割引該当申告書」の提出が必要です。
- ② 子育て支援及び高齢者支援制度(対象件数5件以内) ※③複数区画割引のみ併用可
南幌町みどり野団地の公社宅地を購入する方の世帯に18歳未満のお子様(現に妊娠中であり、出産後に対象者となる場合を含む。)がいる場合並びに65歳以上の高齢者が入居する世帯である場合(住宅建築後に土地譲渡契約締結時に65歳以上である高齢者が同居する場合を含む)は、宅地価格の30%相当額を減価します。
(契約時に資格要件を住民票、母子手帳の写しで確認させていただきます)
土地譲渡契約の締結の日を上記資格を有する確認が必要です。
引渡しの日から1年以内に住宅を建設していただく必要があります。
「子育て世帯・高齢者入居世帯支援該当申告書」の提出が必要です。
- ③ 複数区画購入割引制度(対象件数に制限無し)
2区画購入の場合は宅地価格の10%、3区画以上購入の場合は宅地価格の20%を減価します。
- 注1) 減価率が複数の場合は、減価率の合計
但し、①+③、②+③以外の組み合わせは不可
注2) 制度による割引を行う場合の譲渡価格は、[(募集価格の計)×(100-減価率の合計)%]
(千円未満の端数切捨て)

お問い合わせと申込書の提出は

○北海道住宅供給公社 分譲担当

札幌市中央区北3条西7丁目1 TEL 011(281)3712
(平日 午前9時～午後5時 土・日・祝日は定休)

○南幌町役場 まちづくり課

空知郡南幌町栄町3丁目2-1 TEL 011(398)7021
(平日 午前9時～午後5時 土・日・祝日は定休)

令和6(2024)年4月